

国際法における主権の考察

粕 谷 進

序 説

国際法における国家が、いかなる国際法上の地位を有するかは、個々の条約を個々にみるより策はない。が、国際法主体として容認せられる限り、原則として共通な国際法地位を考えることは可能でなければならぬ。従来、国際法学で、一般に国家の基本権の名において論じられてきたものは、だいたいにおいてこれに該当すると解してよい。もっとも、この観念は、自然法思想に基づいており、人間が生来的に一定の権利を付与せられるのと同様、国家もまた生れながらに固有の権利を付与せられている、との観念にもとづいている。が、国家の国際法上の権利は、国際法を前提とする国家の承認を通して、はじめて認められるものであり、国家に固有のものという型で付与せられているのではないこと、もとよりである。故に、国家に固有の権利という観念で、国家の基本権を語りえないのは論をまたない。そうだとしても、こんにち国際法の主体として、国家に原則として共通に認められうる国際法的地位の考察は可能というべきであり従って国家の基本権を語るのも許されてよい。ところで、

いかなる権利が基本権であるかは学説のわかれるところとなっている。とはいえ主権 (sovereignty, souveraineté, Souveränität) が、最も重要であり、あるいはすくなくとも最も重要なものの一つであろう点では異論がない。

ところで、十九世紀は、主権国家の時代であったといえる。そこでは、主権は、なにもものにも服さぬ最高絶対にして侵すことの許されない権力を示す、国家の当然の属性と観念されていた。だが今日では、もはや主権の語は、国際連盟、国際連合、すすんでは超国家機構 (supranational Organization) の現出によって、なんらかの制約なしには用いられないでいると考えられる。それは、ポリテス (N. Politis) には、「今日では、すでに久して以前から光を消した⁽¹⁾だ残光のみをとどめているにすぎない星の如きものとなってしまった」としか、映じないのであった。

しかし他方、第二次世界大戦ののち、アジア・アフリカ諸国に燎原の火のように拡がっていった民族解放運動は、ひとしく主権の確立をそのスローガンとして掲げつづけた。平和五原則⁽²⁾も、主権は尊重さるべきものとうたわれた。かつ、ソ連の国際法理論は、一貫し⁽³⁾

て国家主権擁護の立場を強く打ちだしている。

しかし今日われわれは、それ故に、国際法を規制する国際法、かつ国家それ自身についてさえも、何らかの変質化のきざしをみないわけにはゆかないでいる。その限り、主権の問題は、今日なお国際法ないし国際政治における重要な課題の一翼をしめていると思われる。⁽⁴⁾

(1) 田畑茂二郎「国際法・国際政治の諸問題」五頁より引用、有信堂、昭和三十年。

(2) 周恩来とネールが、中国とインドの唯一の政治的争点ともいえるチベットに関しての話しあいまで到達し妥結した、一九五四年四月二十九日の中印通商貿易協定の前文に記されたものである。すなわち、(一)主権と領土の相互尊重、(二)相互の不可侵、(三)内政不干渉、(四)互恵と平等、(五)平和的共存、である。

(3) エフ・イ・コジエヴニコら共同執筆「ソヴィエト国際法」第三章、日刊労働通信社、昭和三十七年。

(4) わが国における戦後の主権に関する論文として、田畑茂二郎「国家主権と国際法」(法学理論篇)、同、「国際社会における国家主権」(国際法・国際政治の諸問題所収)、一又正雄「国際法からみた主権」(法と国家権力Ⅲ)、小田滋「伝統的国際法理論の本質」(国際法における国家主権概念について)「法学十四・四」、佐藤和男「主権国家と国際機構との法的関係」(政経論叢六・三)、宮崎繁樹「二十世紀における主権の地位」(法律時報三二)などがある。

一 国際法と国家主権

国際法は、二つの前提を内包している。その一は、複数国家

の存在であり、その二は、それら国家間における尊重精神という連帯意識の存在である。

ところで古代では、この第二の前提が欠けていた。自分たちこそ、人間として選ばれた民であり、従って他はそれ以前の存在と観念されて蔑視せられ、敵視せられた。そしてお互いは、世界支配を掌中におさめることにのみ終始していた。故に、このような民族相互間では、当然に相互尊重の意識はもとよりなく、同格者間の法の性質にたつ国際法は、全く成立の余地をもたなかった。

中世に及ぶと、むしろ第一の前提を欠いていた。すなわち、ヨーロッパにおけるローマ皇帝とローマ法王による、キリスト教的世界帝国の統一支配の下では、ある種の世界法は存しえたとしても、国際法成立の基盤は充分でなかったのである。

二つの前提をみたしたのは、すなわち国際法の生誕をみたのは、近代国家を形成したのとその時を一つとする。そしてこの、独立国家の本質的特徴を主権として概念づけたのはジャン・ボータン(Jean Bodin)をもって、最初とされている。もともと言葉それ自体は、すでにフランスにおいて十世紀ころより *souverain* という言葉で使用せられている。この言葉は、中世ラテン語の *superanus* に由来し、かつこの言葉も更に古典的ラテン語の *supremus* から訛ったもので、「最上位のもの」⁽¹⁾ という観念であった。たしかに、中世でも、国内の権力が多元化し封建諸侯自身、国王に抗する社会態勢をとっていた関係で、国王のみを主権者とはみず「すべてのパロンはその封土内において主権者である」*chacunus barons est sou-*

vraius en sa baronnie」とし、封建諸侯をもまた主権者とよんでいたのであった。従って中世でも、主権の概念は一般に用いられていたが、近世に及び、国内における権力の多元的分裂の止揚に伴い、国内権力下に国家が統一せられると、漸次国王（＝国家）のみを、主権者と呼称するに至り、かつ権力の最高、絶対性が強調せられるに及んだ。ポータンが、その名著「国家に関する六書」Les six livres de la République のなかで、主権を「国家の絶対、永久の権利」としたのは、右の反映化にほかならない。周知のように、近代国家は、中世封建制の崩壊のち成立したものである。しかるに統一的国家として近代国家の生誕をみるためには、国内の封建諸侯の権力を奪いかつ国王自身の手に乗ねて、唯一の権力者とすることが要請せられた。更に、国王権力の確立化には、同時にそれまで国王の権力を外部から常に撃つつつ中世封建制の支柱の地位にあったローマ法王ならびに神聖ローマ皇帝の普遍的權威を排除することも必要視せられた。⁽²⁾かくして、内外の封建的勢力に対する闘争を通して、やがて国王の権力が確立せられると「他のいかなる権力者にも依存せざる権力者の権力」という特質を提示するものとして、漸次主権の語が一般化せられ、国王（＝国家）のみを主権者とする觀念が生じていった。

その後、ヴァッテル (E de Vattel) は、国家主権の概念を、自由と独立によって特徴づけ、それを国際関係の一般的前提として強調した。すなわち、ヴァッテルは「国家は、本来自由で独立な、国家が形成せられる以前はともに、自然状態のなかで生活していた人

々により構成せられるものであるので、国家それ自身も、自然状態の下にともに生活している自由な人格者として考えねばならない。国家は自己の意思により他の人または他の国家に服従しない限り、いつでも絶対に自由かつ独立の存在なのである」とし、あるいはまた、「自由と独立とが認められる結果として、良心が何を求めているか、何をなすことが適当であり適当でないかを決定するのは、それぞれの国家である」と理論づけたのであった。⁽⁴⁾

二 ところで、国家が主権をもつことそれ自体、国際法の客観的妥当性と矛盾していると論ずる学者もないではない。ジョルジュ・セル (George Scell) は、「主権は絶対的な觀念であり」「自己の欲する何事をもなしうる能力を意味しているとの理解にたちつつ、それでは、国際法の客観的な性格と調和しないことを指摘したのであった。すなわち、「主権者たることを主張する法の主体は、すべて直接、法に背きそれを否認することとなる」と解するのである。⁽⁵⁾

だが、そうした意味で、国家主権が国際法の妥当性と矛盾すると解することは、主権觀念の本来の意味からみて、正しいものとはいえない。たしかに、ポータンは、国家権力をして主権と概念づけはしたが、だが、この地上の他の権力には従属しないとしたまでであってあらゆる客観的拘束をも排する無制約の権力を主張したのではなかった。彼は、主権者といえども、神法や自然法、さらにすべての人々に共通するある種の人定法によって拘束せられることは、当然と觀念していたのであった。

ヴァッテルの説明に対しても、客観的な一切の拘束を排する絶対

主権の観念を展開しているかに論じられている。⁽⁷⁾

だが彼にしても、それは他の権力主体、わけても当時、強大な絶対主義国家の支配に対する抵抗という形で論じられたのにすぎない。それは必ずしも、客観的な国際法の拘束をも否認する観念にたつて主張したのではなかったのである。次の説明はそのことを証明づけるものと解しうる。「故に、国家が自己の欲するままに自由な行動ができるといつてもそれはその行動が他の国家の完全な権利を害しない限度においてであり、また何らかの完全な対外的義務 (Obligation interne parfaite) なしに、単に対内的義務 (Obligation interne) を負っているにすぎない場合にかぎられている。もし国家が、その自由を濫用するなら、それは悪しき行為となるであろう」⁽⁸⁾。もっともヴァッテルが、国家の自由を論ずるさい、しばしば国際法を前提としない、単なる自由を意味するかの表現を用いていることそれ自身において、法的概念としては、若干不適確であったとされなければならぬ。

三 国家主権の観念が絶対化せられ、国家が一般には最高の法秩序であり、故に国家自身の上に位する法の存在は容認しないとの観念が確立されたのは、一九世紀であった。それが、ヘーゲル哲学の影響に由来するのは確かとしても、しかしヴァッテルの法的概念としての不適確性にも、その影響は求められるかと思われる。

こうした立場からは、国際法は、単に国際意思に基く「対外的国家法」にすぎず、従つて自己拘束説に帰着せざるをえなかった。それは、イェーリングによつても主張せられたが、より法理論的に

は、イェリネック (G. Jellinek)⁽⁹⁾ によつて展開された。彼によると、主権的国家権力は自己のうえにより優位なものを認めぬ権力であり、つまり独立・最高の権力である。それ故、国際法についても、理論的には、国家はただ自己の意思にのみ服する、とする。あるいは、アドルフ・ラッソン (A. Rassin)⁽¹⁰⁾ が国家主権は、国家的自己目的の具現したものであり、国家はそれを有する主体として、それ故に、法秩序に服する必要はなく、国際法は、純粹に事実上單なる「合目的的狀態」(Zweckmässigeisatzstand) 以上の何物でもない⁽¹¹⁾と主張しているのは、結局、国家主権の絶対最高観念を打ち出したものであった。

しかしそのことは、単に理論の上だけでなく、事実の上でもあらわれている。一八九九年の第一回ヘーグ平和会議におけるドイツ代表ツォルン (Zorn) が、常設仲裁裁判所の裁判官名簿の作成を、ドイツ国家の主権を傷つけるとして反対したのはその例であった⁽¹¹⁾。あるいは、ドラゴ (Drago) が、交債の発行を主権行為であるとし、それに関する争いでは外国の参加を排除し、国家主権の名において自国民保護に関する一般国際法上の原則を否認したのも、国家主権が絶対的な無制約の権力として主張されたためであった。

しかるに、このような立場は、先に概観した歴史的視点からいっても、主権の概念を歪めて理解し、行為したものであった。かつ、この論は、国内法優位の一元論 (monism) に通ずるものであった。従つてそれが、絶対主権を前提とする限りで、当然に国際法と矛盾し、結局はその否定に陥るものであった。それは国際社会の現

実にも反すること、もとよりであった。

- (1) 田岡良一「委任統治の本質」一四五頁。
- (2) G. H. Sabine and W. J. Shepard, Introduction to the Modern Idea of the State of Krabbe, 1922.
- (3) 田畑茂二郎「国際法」二二二頁、有斐閣、昭和三六年。同、二二六—二二七頁。
- (6) 宮崎繁樹「二〇世紀における主権の地位」七三頁、法律時報、三二卷。
- (7) 田畑茂二郎「国際法」二二七頁。同、二二七頁。
- (8) G. Jellinek, Allgemein Staatslehre, 1905
- (9) A. Rassin, prinzip und Kaurft des Völkerrechts, 1871, S. 22
- (10) ツォルンによると、ドイツ皇帝は、その資格を神法からうけたものであり、危急の場合は、その国民の運命を指導すべき義務を負っており、一時たりとも、その主権の一部が、否認されることは許されない。したがって、まだ発生していない事実に対して、ドイツ皇帝自身が、まだ任命していない裁判官の判決に従うことを約束することはできないというのである。だが、ヴァッテルでさえ、国際紛争を解決するには、仲裁裁判によることを容認していたのであり、合意のうえで裁判にかけることは、主権と矛盾するものといわねばならないかと思われるのである。

二 主権の概念

一 絶対主権に対する反省を通して、国家主権は捨てざることはできないとしても、しかしひとたび国家が合意したところの国際条約は、一方的には廃棄できないものとし、こうした拘束力ある法の

創設をこそ、むしろかえって国家主権の発動であるとし、国際法と国内法 (Völkerrecht und Landesrecht) を全く異った次元の法として認める二元論 (dualism) が成立していった。周知のように、トリートベル (H. Triebel) ⁽¹⁾ をもってその代表とされるものである。

トリートベルは、国際法の基礎を国家間の合意においた。この限りで、国内法が意思に基づくのと異り、かつ国内法が個人相互間、又は個人と国家の関係を規律するのに対し、国際法は、対等国家間の関係を規律するとした。従って、国際法と国内法は、同一の法体系ではもとよりなく、故に国際法を国内に適用するためには、国家の意思により国内法に変型 (transformation) が行われなければならないとした (いわゆる変型理論)。

二元論は、当時においては、進歩的の見解であったばかりか、大戦前の現実にも合致するものであった。

二 二〇世紀初頭以来、主権の概念は、大体において国家が他の権力主体に従属しないこと、自己の意に反して他の権力主体による拘束を受けないことと定義づけられてきた。

「主権とは、形式的概念として、他の支配権力から独立である国家権力の性格を示している」 (コルテ H. Korte) ⁽²⁾ 「支配者、すなわち、広義における政府が、その権力の行使に関して、外部の支配者に従属することのない場合、この支配団体は主権的である」 (ヤライス H. Jährings) ⁽³⁾。つまりこれらは、国家をして、内政の面では、他の権力主体の干渉を受けることなく自主的に統治し、対外活動では、他の権力主体の拘束を受けることなく独立であるという国家の

性質に対して、主権と概念づけた。従って対外的な面では、主権は独立と同義語ともいえるものであり、ある学者は、それ故に対外面では、主権とはいわず独立権の語を用い、内政面での自主性のみを主権として⁽⁴⁾いる。

主権の語は、一般にはこうした国家の一定の性質を示す形容的な観念で用いられる。とはいえ、更にそれが転化し、次の性質をもつ国家権力そのものが、主権とせられることもないではない。例えば一九二三年、アメリカのモンタナ州最高裁判所が、世界大戦中の元兵士に対する損害賠償を規定した州立法の無効宣言のなかで述べられているのは、その例である。すなわち、「国際社会における合衆国の主権的権力は、専ら合衆国政府にのみ存している。主権とは、その完全な意味においては、それによって独立国家が統治せられる最高・絶対・無制約の権力 (supreme, absolute, and uncontrollable power) のことである⁽⁵⁾」。

右の派生的な結果として、主権は更に、国家の統治権そのもの、あるいは領域そのものと同義に用いられることもある。ストウエル (E. C. Stowell) が、「承認とは、その国家が外国の支配から独立し、一定の地域を確実に統治している政府をもっているのを認めることであり、被承認国が、その領域を取締り、そのなかにあるすべての人々からの服従をかちうることを示す行為である。この統治権が主権とよばれる⁽⁶⁾」として⁽⁶⁾いること、また、一九四四年シカゴにおいて調印せられた国際民間航空条約の第一条「締約国は、各国がその領域上の空間において完全かつ排他的な主権を有することを認

む」と規定し、更に国際連盟規約第二二条が、「今次の戦争の結果として、従前統治していた国家の主権の下に立つことをやめた植民地及び領土……」⁽⁷⁾と規定しているのは、その例である。

これを要するに、主権の語は、二つの面を含むものであった。一つは、国内的な面であり、国家権力に、国内における最高のもので、もしくはそれに類似する性質の国家権力そのものを意味した

(いわゆる対外主権)。いいかえれば、国家権力が、その領域内にある人及び土地を支配する最高のものであり、原則的には、他の権力からの制約を受けないことを意味するものであった。その二は、国(対)外的面であり、すなわち、国家が、対内・対外関係の処理において、外部からの支配権力に従属しないこと、自己の意に反して他の国家権力に拘束せられないこと、もしくはそのような権力を意味するものであった(いわゆる対外主権)。

三 主権概念は、さまざまな国家権力の面にふれ、故にそのいずれの面を強調するかによって、それぞれの概念を生んでいる。だが、国家の国際法上の地位を示すものとしてみると、国家権力の非従属性、すなわち、国家が、国内国外の事柄を処理するにあたり、他の権力主体に従属せず、独立を示す側面こそ重要である。

国内的に、国家権力が最高であるというのも、結局は、国家が対内的に他の権力に干渉せられない排他的権力を所有することを意味しているものであり、国家権力の非従属性こそ、主権の基本をなすものといえる。国家が、このような意味の主権を有していること、それは、従属国のように国家結合によりその地位に特別の制限を付せら

れているものは別論としても、なお今日生きつづけている、といわねばならない。

- (1) H. Triepel, *Völkerrecht und Landesrecht*, 1899, s. III.
- (2) H. Korte, *Grundfragen der Völkerrechtlichen Rechtsfähigkeit und Handlungsfähigkeit der Staaten*, 1934, s. 48.
- (3) H. Jahrreiss, *Europa als Rechtsinheit*, 1929 s. 11.
- (4) この点について、三つにわけることができる。

A

(1) フライアーは、主権観念が、支配者と被支配者との相互関係における権力の優越性を示すものとして認められたものであって、主権理論は、「国家相互の関係に対して関心をもち、何らの注意をも払わなかった学者によって、発展せしめられたものであって、国際関係にそれをそのまま用いることは不適當である」とし、故に、対外関係に対しては、「独立」という語を用いるべきであるとしている。

(J. L. Brierty, *The Law of Nations*, 1936, pp. 36-39.)
(2) 立博士も主権の語を対外的関係に限定し「対外的には、「独立」という言葉を用いるべきとしている（立作太郎「平時国際法論」一三四—一三六頁）。

(3) フォルクも、同一の立場である。（R. R. Foulke *A Treatise on International Law*, 1920, P. 69）

(4) 一九二八年のバルマス島事件における常設仲裁裁判所の判決のなかでも、「国際関係における主権は独立を意味してゐる」といふ。（G. Schwarzenberger, *International Law*, vol. I 1949, P. 53.）

(5) 一又正雄「国際法からみた主権」日本法哲学会編、法と国家権力Ⅲ、六七—六八頁、もそつである。

B

あるいは、国家が対内・対外関係において、他の権力主体ごとに国家の命令・干渉を受けることなく自主的に行動しうることを

を意味したり、またそのうちの対外関係に関してのみを独立としたり、更に国家に対し従属的な結合関係の下にたえず自主的存在を保つことを独立としたりする場合もある。この点については、横田喜三郎「国際法学」上三四七—三五二頁。

C

以上のような法律的概念としてではなく、政治的・経済的に自主的存在を保つことを国家の独立とする場合もないではない。例えば、一九三一年の常設国際司法裁判所の勧告的意見が求められた独逸関税同盟事件、すなはち、独逸の関税同盟を約した一九三一年三月の議定書が、オーストリアの「独立」を動かしえないものとし、オーストリアがその独立を危くするおそれのある行為をなさないことを約した、サン・ジェルマン条約の第八〇条、さらにそれを確認し、オーストリアが、その「独立」を、直接または間接に危くするおそれのある性質の一切の交渉あるいは、経済上または財政上の約束をなさないことに同意した、一九二二年十月四日のジュネーブ議定書に反していないかどうかで、裁判所に提起せられた事件であった。この事件で、とくに問題となったのは、サン・ジェルマン条約や、ジュネーブ議定書にいう、オーストリアの「独立」が、いったいかなる意味をもってゐるかであった。裁判所に提出せられた各国の意見にもこの点では対立が生じ、ドイツ・オーストリア・チェコの意見書では、独立は、純粹に法律的なものと解釈せられ、オーストリアの国際法上の行意能力に関するものとされた。従つて、この見解では、関税同盟を約すること自体は、オーストリアの「独立」には何ら影響しないのであった。しかるにフランスの意見書では、政治的な意味を含むものと観念され、国家が自己の固有の存在を維持し、他の国家に従属しないことをいうものとせられた。この見解では、関税同盟は、オーストリアの「独立」を危くするおそれがあることにもなる。しかるに、裁判官の意見も同様の対立を示した。結局、裁判所は、裁

判官十五名中の八名の見解にもとづいて、関税同盟は直接オーストリアの「独立」を害するものではなく、そのかぎりでは、サン・ジェルマン条約に反しないものといえる。だが、ドイツに対しては、特殊の利益を与えるものとなり、その結果、オーストリアの経済的独立を危くするおそれがあるため、ジュネーブ議定書に違反する、との観告の意見をだしたのであった。他方七名の裁判官は、ジュネーブ議定書にいう「独立」をも傷つけるものではないとの少数意見を提出し、逆に、裁判所の見解に服したなかで、アンチロッチは、別の個人的意見を發表した。

「すなわち、サン・ジェルマン条約にいうオーストリアの「独立」とは、サン・ジェルマン条約により定められた境界内における自主的な国家として、他の国家または他の国家集団の権威の下にたたないオーストリアの生存」を意味するものである。従って、それ故に、関税同盟は、サン・ジェルマン条約にも反するものとしてゐる。

(5) G. H. Hackworth, *Digest of International Law*, vol. 1, 1940, p. 51.

(6) E. C. Stowell, *International Law*, 1931, p. 49.

(7) そのほか、海港の国際制度に関する条約の前文で「独逸国は、その主権または権力の下にある海港において、国際貿易のために一切の締約国の船舶、その積荷および旅客の間に均等なる待遇を保障することにより……」とされ、あるいはまた、ポツダム宣言の第八項で「日本国の主権は、本州、北海道、九州および四国ならびにわれらの決定する諸小島に局限せらるべし」とする場合の主権、平和条約の規定にかかわらず日本は、琉球列島、小笠原諸島に対して、残存主権 (residual sovereignty) をもっている、といわれている場合の主権という言葉も、こゝに示した意味のものであ。

三 国際機構と主権

一 こんにちでは、主権の概念は、一九世紀とは全く異り、制約せられた意味を含み、故に絶対にして最高のものと解することはできなくなっている。それにも拘らず最近では、さらに主権についての再検討論ともいう要請の声が盛んとなってきている。問題の所在は、いったい国家の主権は、国際連盟、国際連合等の国際機構と両立しうるかどうか伏在している。

ローターバクト (Lauterpacht) によれば、「国際機構の本質的目的のいかなるものも、しばしば国際面における国家主権の重要な属性と考えられているものの譲渡なくしては、達成せられない⁽¹⁾」とし、かつこうして、譲渡せられる国家主権の重要な属性に含まれるものとしては、「戦争に訴える能力、戦争が禁止ないし放棄されている場合には、自衛と主張せられる場合に、戦争に訴えることの場合か否かを最終的に決定する権利、法に基づく拘束ある判決に紛争を付託することを拒否する権利、国際社会の適当な機関によって布告された法の修正を承認することを拒否する権利、ならびに自国領土の住民の待遇と福祉を専ら自国の国内管轄権に属し組織化された国際社会による有効な統制に服しないとみなす権利」を指摘している。

こうした諸権利は、すなわち、加盟国が憲章によって、国際連合に移譲したものと解されるものであり、従って従来の伝統的観念のもとでは、国家主権の行使であると観念されたものである。

二 國際機構において、國家主權との關係でまず問題となるのは、その國際法主体と決議の拘束力である。國際機構は、條約によって設立せられる國家の結合団体であり、しかも構成諸國から、ある程度において獨立の存在を形成するものであった。このような國際機構は、その当初、行政的、技術的、あるいは地域的なものであった。

しかし、漸次に國家機能の重要な事項にまで及び、ついには國際連盟 (The League of Nations, La societe des Nations) や國際連合 (The United Nations, Les Nations Unies) に發展したのであった。もっとも、國際連盟は、なお組織化の程度が弱く、總會や理事會も、その決議には原則として全会一致を必要とし、しかもその効力は勧告的なものにすぎず構成國を法的に拘束せしめる力は有っていなかった。故に、國際連盟には、獨立の法人格を認めず、單なる條約關係としてながめることも可能であったのである。⁽²⁾

わが國の政府が、條約を締結することは、自國の同意に基づいているとの觀念から「國家主權の見地よりするも、國際連盟規約は、國家が自己の意見をもって任意にこれを承認し、加盟するものなるをもってその制限を受くるも、國家主權を侵害するものにあらずと認む」という解釈をとったのは、この觀念に基づいている。⁽³⁾

だが、條約にもとづくものであれば、國家が仮にどのような拘束を受けたとしても、主權に影響がないということにはならない。例えば、保護條約によって、特定の國家の被保護國となる場合、あるいは、複数の國家が條約によって連邦を形成する場合、こうした時

には、國家が主權を制限もしくは喪失したとみられるのは明かであり、國家が主權をなお保有しているとは認めがたい。

しかしながら、たとえ條約により他の權力主体による決定に従うといえども、(一)條約のなかで、明確に定められている一定の義務の履行を迫られている場合と、(二)條約によって一定の範圍の事項に關し他の權力主体が自ら決定したことに従う場合とは、別論である。

(一)の場合には、條約で決定せられ、故に自己が認めた内容の義務が、そのまま履行されるにすぎない。しかし(二)の場合には、拘束の内容そのものは、他の權力主体によって決定せられるのであり、自らによって直接に認めたものではない。新しい義務を課せられるわけであり、ここに、國家主權の本質を、國家が他の權力主体の決定に従属しないこととするとき、國家主權は、制約せられたといわざるを得ないのである。⁽⁴⁾従って、條約によって拘束を受けるところの内容こそ、問題とされねばならない。

三 國際連合では、その団体性は強化せられ、その機關の決議には、多数決の方式が採用された。とりわけて安全保障理事會には、勧告だけでなく決定を行う権限が与せられ、さらにその憲章二五條は「國際連合加盟國は、安全保障理事會の決定をこの憲章に従って受諾し、かつ履行することに同意する」として、安全保障理事會の決定に、法的拘束を受けることになり、安全保障理事會において拒否権を有する五大國以外は、主權の行使に重大な制約を受けることとなった。

安全保障理事會には、大國のすべてが参加し、かつ若し憲章の規

定のままに運用せられるとすれば、現実的強制の裏づけさえ存在する。もっとも事実として、常任理事国たる大国に拒否権が認められている関係で、第七章に基づく決議を安全保障理事会が行うことは、極めて困難なものになっている。そのうえ、問題としなければならぬのは、脱退との関係である。憲章では、脱退の規定はないとしても、まったく脱退を容認しない趣旨ではなく、サンフランシスコ会議においてそれを審議した第一委員会における第二専門委員会の報告のなかで明確にし、それを総会議で承認することのかたちで、脱退を認めることになった。しかし、それも例外的な場合に限定せられ、⁽⁷⁾ 実際には、安全保障理事会の決議がなされる場合、それに反対する加盟国が、それをもって、「法と正義」を犠牲にして平和を維持しようとする例外的事態に当るものとして脱退も不可能なものではない。

このような観点からいえば、国際連合もまた、国家の主権自体は、否定せられていないという見解が、現状では正しいものということが妥当である。

- (1) Lauterpacht, *Oppenheim's, International Law*, 1955, P. 371
- (2) 立作太郎「国際連盟規約」新法学全集三頁以下。
松原一雄「現代国際法」六八頁。
- (3) この観念にたっている学者には、
W. Schücking, *Der Staatenverband der Haager Konferenzen*, 1912, S. 116—118.

C. A. Ritches, *Majority Rule in International Organization*, 1940, pp. 291—292.
W. R. Bisschop, *Sovereignty*, BY, 1921—1922, P. 125.
D. W. Gunst, *Der Begriff der Souveränität Völkerrecht*, 1453, s. 103.

- (4) この点を明らかにしたものとして、ファン・ツァンテン Van Zanen がいる。宮崎繁樹、前掲論文、七五頁。
- (5) 国際司法裁判所、一九四九年四月十一日の勧告的意見、*International Court of Justice Report*, 1949, P. 174.
- (6) Goodrich & Hambro, *The Charter of the U. N.*, 2. ed., 1949, P. 142.
- (7) 委員会の報告は、例外的な事情により脱退しうることを認めたが、そうした例外的な事情の具体的な例として、「国連に平和維持の能力がないこと、または、法と正義の犠牲においてのみ平和を維持しうるだけであることが判明したとき加盟国が受諾することができないと認める憲章の改正が行われたとき、総会または全体会議で採択された改正が、所要数の批准をこえなかったときは、国連にとどまることを強要しない」と明示している。

四 超国家機構と主権

(1) 国際連合は、国際司法裁判所によって、現在における最高形態の国際機構として容認せられ、ローターパクトによって、国際社会の法的組織とよばれて、現代世界のほとんどすべての国家が加盟し、あるいはケルゼン (H. Kelsen) によって、憲章が単に国際連合の法であるばかりでなく、⁽³⁾ 全国際社会の法、つまり一般国際法への傾向と可能性をもつものとされている。それにも拘らず憲章は、

んにち、加盟国間の特別条約にすぎず、国際連合も、それは超国家機構としてではなく、一般国際機構としてとどまっていると思われ
る。

ところが、第二次世界大戦後、その期を一つとして創設せられた国際機構のなかでも、ヨーロッパ統合と呼ばれる一連の方向によって創られた諸機構は、いくぶんその趣を異としかつての主権国家ならびに同格者間の法としての古典的国际法の觀念では認識しがたい面を呈してきている。これらのなかには、超国家的機構の實質を有するものもある。時機的に、そのはじめに創設せられたヨーロッパ統合の機関は、ヨーロッパ理事会 (Conseil de l'Europe) (一九四九年五月五日調印、同年八月三日成立) であった。この機構には、その機関として、加盟国外相によって構成せられる、閣僚委員会の他に、各加盟国の人口にほぼ比例する数の代表をもって構成せられる協議総会が設けられ、その代表は、一国ないし一党を代表することなく、全体としてヨーロッパ社会の利益のために、個人的確信によって行動せしめる建前を採用し、代表には、更に総会の会期中、総会の同意なくして代表としての地位を奪われることのない保障を与えた。

二 しかしながら、一九五二年八月一〇日に成立したところの、ヨーロッパ石炭鉄鋼共同体 (European Coal and Steel Community, ECSC) と、一九五八年一月一日に成立したヨーロッパ経済共同体 (European Economic Community, EEC) および原子力共同体 (European Atomic Energy Community, EURATOM)

などは、より強く超国家機構としての實質を備えている。

石炭鉄鋼共同体の最高機関は九名の成員中八名が加盟国政府全員の同意により残りの一名は、右八名の成員による選挙を通して任命されることになっている。しかしながら、いずれも、共同体の一般利益のために、完全に独立してその職務を遂行し、またその義務の超国家的性格と相容れないすべての行為は慎しまねばならない (第九条) とされ、かつその決定は、あらゆる部分についての拘束力をもち、加盟国政府とその管轄下にある企業と個人を拘束し (第一四条) 加盟国または企業が、条約あるいはその施行規則の規定に違反するときは、直接に一定の制裁処置をとりうること (八八―九二条) を定めている。総会の代表は、各加盟国の議会が、各国の定める手続により、議員中から人口数に比例して定められた数によって任命するが、直接普通選挙を通して代表を選出する方式も考慮せられている。かつ共同体に設置せられる裁判所も、超国家的性格をもち、加盟国だけでなく企業または個人にも提訴権を与えている。このような超国家的機構にみられる事象は、加盟国の国家主権の行使に対し重大な制約を加えたものとみななければならぬ。

超国家機構は、それ故に、従来の国際機構と比較考察すると、連邦国家と国家連合との関係に対比することができる。事実、「連邦国家の特徴をそなえた新しい型の国家結合」ともいわれている。

かくして、ある特定の限られた領域にせよ、単に加盟国だけでなく、その国民 (個人) に対しても拘束力を有する超国家機構の創設を約した各国は、その条約を通して、自国領域における主権の行使

を、一部その機構に移譲したものである。もとより加盟国は、その機構に移譲しない分野においては、残存権限を保持しており、またその機構に所属していない他国との関係においては、⁽⁵⁾ 国家の有する権限を失うものではない。

- (1) International Court of Justice Reports, 1949, P179.
- (2) Latulpaecht, op. cit. P.420.
- (3) H. Kelsen, The Law of U. N., 1951, P.109.
- (4) 石炭鉄鋼共同体では、The Common Assembly. 経済共同体では、The Assembly.
- (5) 佐藤和男「主権国家と国際機構との法的関係」政経論叢、第六巻三号。一又正雄「西欧統合と国家主権の問題」国際法外交雑誌、五二巻一一二号。

五 流動的概念としての主権

一 これまで概説してきた国家の国際機構および超国家機構への権限の委譲にも拘らず、国家はなお国際法主体として、国際法直接性(超国家機構が直接その創設条約および機関の決定に服する)をもち、国際法、とくに国際条約の創造と適用にあたり、その所属国民を法的に規制する広汎な権限を保持している。それは、国内管轄権(他の加盟国の拘束を受けずに自己の領域内で排他的権限をもつ)または国内問題として、⁽¹⁾ 国際機構も干渉(intervention)しないことが明示または黙示に認められており、国際裁判所の判例においても、国家独立の制限は、これを制限的に解釈しなければならぬという原則が示され、かつ国際連合の運営の事実においても、国内管

轄権が採用された事例は、しはしばである。

とはいえ、国内管轄権および国内問題の概念は、決して固定的なものではない。その領域範囲は、国際機構がとりあげる分野の激増とともに、当然に「国際関係事項」にくり入れられ、国際法的規制の対象となりうることも可能となる。国家は、国際法による制約を除いては、自由に国内管轄事項を処理できるといわれているが、しかし国家に残された自由な行動領域は、時を追うとともに狭められつつある実状にある。

それにも拘らず、国家が国際法直接性と国内管轄をもっている限り、その限りでの主権には、何らの影響をも及ぼすものではない。けだし、右の国内管轄権の制限も、いわば主権の行使の制限にすぎず、主権それ自身は依然国家にとどまっているからである。従って国家は、右の主権の行使に対する制限、すなわち国内管轄権に関する制限をふたたび除去しきることも可能である。

国家と地方自治体との間には、本質的区別は存しない。地方自治体は国家に從属し国家はまた国際法に從属する。すなわちこれらは、ともに一種の比較的高次の秩序にすぎないからと論ずるケルセンやセルの主張に対して、フェアドロス(Verdross)⁽²⁾ が、それは地方自治体の法によってではなく、むしろ原則として、地方自治体の上位にある国家の法によって規制されているとの事実を見落しているとして批評しているのはつまるところ、国家が国際法直接性をもちつことの帰結として、依然その主権を認めようとするものに他ならない。が、そのフェアドロスも「国際団体が国民の行為を原則的に

自から統治し、そして国民に対してその本国の決定には国際法的機関に訴願する権限を与えたその瞬間において、国家は完全自治の法関係たることをやめるのである」とされている。

二 かつて、国際法は、国家のみを拘束し、それが個人に対して適用されるには、国家の行為を必要としたのであった。二元論は、一九世紀におけると同様二〇世紀においても、なお多くの支持失っていない。しかしながら、社会学的に考察するとき、国家は一定の人間関係の総体にすぎず、法的にも人間の意志、および行為の帰責対象とみることができ(3)。国家は法人であるため、それ故に現実的には、人間によって活動行為するよりみちなく、一定の国家機関である個人が、国家を構成する個人の全体を、行為においても責任的にも代表する。こうした集団責任の原則は、いわば国際法の特徴でもある。

もっとも、一九世紀以前では、国家は君主国家であり、故に国民たる個人の意志は、機構的には国家との関係を有していなかった。すなわち、条約の締結権は、専ら君主がその資格において国際関係においてなすすべての行為が、国家に帰属せしめられたのであった。国民が、国政に参画し、国民の意思が国家に影響を与えるようになったのは、おもに二〇世紀に入ってからであった。

第一次世界大戦のころは、少数の例外を除いては、各国家は、共和国、議会君主国家、そのいずれの形をとるかは別として、次第に民主的国家構造を整えるに至り、条約の締結においても、署名、批准機関としての政府の構成承認機関としての国会の参与を通じて、

国民の意思は反映せしめられるに至った。

国際法を適用させる態様は、民主国家と専制国家とは、もとより同一に論ずることは許され(5)ない。立憲民主国の国家機構においては、政府の国際法違反は、裁判所、野党、あるいは世論等によって阻止せられる。民主国家の憲法ではそれ自身で国際法遵守の保証ともなりうるが、他方、専制国家では、国際法の侵害に対し、その抵抗を期待しえない。それ故、国際機構によって、制度上での影響を受けるものということができる。

最近においては、国際法優位の一元論は、もはや二元論にとって代ろうとさえしている。たしかに、国際法の妥当性を国家にとどめようとの立場は理論の上では容認しがたくなっている。結局、国際法は、法として一元的に認識してこそ、より妥当なのである。こゝにち先進諸国の憲法が、国際条約、国際慣習法に国内的効力を認めていること、個人にも国際法主体としての権利義務が容認せられつつある実状、このような見地からも、一元的な統一的理解は可能であろう。国際法といえども法としてある限り、個人の幸福をこそ保障するものであるはずであり、かつ個人の法意識こそ、国際法を法として妥当せしめる根拠なのである。

三 世界人権宣言は、条約としての拘束力を有するものではない。が、第二次世界大戦後顕著となった人権の国際的保障、個人の国際機構に対する提訴権の承認、国際法による個人の処罰などにみられる傾向は、国際法が、国民の行為を直接に規制するに至ったものというべきであり、またヨーロッパにおいては、人権および基本

的自由の保護のための、ローマ条約およびそのパリ追加議定書によって、直接に人権が保障され、国家だけではなく、条約の保護する人権の侵害を受けた個人、個人団体、国家以外の団体に対し、国内的救済方法がつけられたのち、なお満足をえられない場合は、その原因は本国の決定であり、本国が提訴に反対の場合でさえ、人権委員会对して広汎な訴願権を認めていることは注目すべきことといわねばならない。

だがもとより、西ヨーロッパにおいての統合運動は、制約せられたものといわねばならぬ。国際機構ないし超国家機構と加盟国との従属関係も不充分というべきであり、そのうえ、他の国々はなお主権を放棄する態度を示してはいない。従って、単なる現象面、あるいは希望的な観則とによって、こんにち国家主権それ自身が、失われてしまったとみることも早計である。

- (1) 一又正雄「国際法における所謂『国内問題』に関する研究」
「国際連合における『国内問題』条項の新展開」早稲田法学所
収。
- (2) Verdoross, *Völkerrecht*. 3. Aufl, 1955. s. 8.
- (3) Heydte, *Völkerrecht*, 1, 1958, s. 31
- (4) Mirkine-Guetzevitch, *Droit Constitutionnel International*,
nal, 1933. 宮沢俊義・小田滋訳「国際憲法」九頁。

六 結 語

西欧諸国では、主権そのものは依然として失われてはいないと論ずる者でも、もはや主権は、国際機構または国際条約によって多か

れ少なかれ制約の加えられていることを認めるに至っている。

他方、アジア・アフリカ新興諸国、あるいは、ソヴィエト国際法理論が、一貫して国家主権擁護論を展開しているのは、まったく西欧諸国家とは対照をなすものである。西欧側でのそれは、理論的に主権が失われたのであるか否かで問題が提起せられたのであった。しかるにアジア、アフリカ諸国における主権の問題は、かつての先進国の植民地支配に対して抗議をなし、その支配を排して民族独立国家として自立しようとする、いわば民族自決権の主張なのであった。また、ソヴィエト国際法にみられるそれは、右の傾向の支持とともに、西欧のヨーロッパ統合が、反ソヴィエト機構として結成せられることへの抗議が加えられている。それは、いずれも主権への理論的分析としてではなく、主権の制約に対する政策的反論、新たな抗議概念としての主権の主張であるとみることができる。

それは国際法上、主権の概念、解釈について西欧国際法と相違が存するのではなく、主権を国際条約または国際機構によって、制約することが、人権の保障、個人の幸福にかなうか否かの評価の問題といつてよ。

ところで、こんにちの経済的、社会的諸条件をそのままの形として、国際機構を強化せしめるとしたら、それは現実の力関係を反映し、こんにちの国際社会における支配的立場にある国家、民族あるいは大国の大企業の利益を強化せしめる結果を導くであろう。それは、真に、法が窺極の目的とする個人の幸福は実現しがたい。また他方、こんにち、国際的な規模にまで発展している独占資本の浸

透を阻止する意味で、国家がその領域で主権を有することは、なお小国にとっては必要といわねばならない。

だからといって、いつまでも国家が主権を保有しているという状態からは、つまるところ、個人の真の幸福をもたらすこともできない。自然科学による驚異的発達、核兵器による危険この上ない今日においては、何よりも各国民間の上に、信頼を生むべき教育を普及せしめ、相互に尊重できるところの連帯意識を強化せしめ、経済的、社会的、文化的協力によって、それから起ることある弊害を減少ならしめる方策をとりつつ、国家の主権を漸次に解消し、国際的に人権の保障が行われうる国際関係の調整に努めることが肝要である。

付記 本稿で、より問題的なのは、むしろ結びでふれた解決的展開論を説述すべきことであった。が、それらは時間的制約のためにまた紙面の都合で記し能わなかった。いずれ、それらについては、他日を期して記されるであらう。